

農業競争力強化基盤整備事業のうち 農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 67,795（63,319）百万円の内数】
（令和5年度補正予算額 89,104百万円の内数）

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出し手は整備されない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 農地整備事業（一般型、省力化整備型※）

【対象工種】区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用用排水施設等
【附帯事業】機構集積推進事業
(推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付)

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)

2. 実施計画等策定事業

農地中間管理権等の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】
農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで以下の①又は②を満たすこと
①機構が農地中間管理権を有する農地
②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地

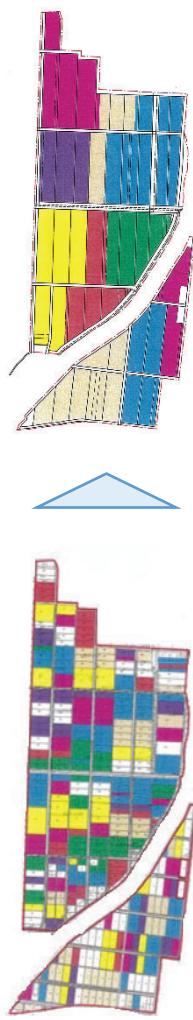
受 益 面 積：10ha以上（中山間地域は5ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

集 団 化 等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集中化
収 益 性 の 向 上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減等

※省力化整備型については、中山間地域等人口減少が著しい地域のうち、過去の基盤整備等を契機に現行の実施要件を達成しており、かつ、更なる集積や保全管理コストの2割低減等の要件を満たす地区を対象に、畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等省力化のための整備を支援。

※ 下線部は拡充内容



(施工後)
(施工前)

<農地面積・集団化の考え方>

事業実施範囲

農地の合計面積 平 場：10ha以上
中山間等：5ha以上

各団地の規模要件

平 場：1ha以上
中山間等：0.5ha以上

担い手への集団化率：
$$\frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$$

a～d：事業対象農地を構成する団地の面積
p～s：担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
(上図 着色部)

<事業の流れ>

1/2 等

都道府県 ※農地整備事業の場合

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農業競争力強化基盤整備事業のうち 水利施設整備事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 67,795（63,319）百万円の内数】
（令和5年度補正予算額 89,104百万円の内数）

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利利用の効率化、水管管理の省力化を推進します。

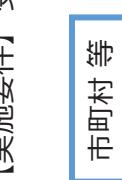
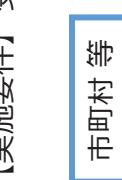
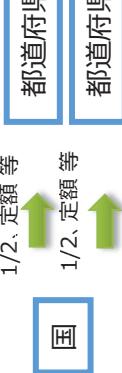
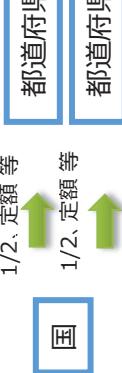
<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 基幹的な農業水利施設等（ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等）の整備
地域の官農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の更新・長寿命化対策や集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進
 - ①農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施します。
 - ②田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一連的に整備します。
4. 脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して推進します。
【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費
5. 戦略作物（麦・大豆等）の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
 - ①担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施します。
 - ②作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
 - ③転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。※末端支配面積を緩和
【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた推進費
6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。
7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設設計・機能保全計画の策定を実施します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

農業競争力強化基盤整備事業のうち 畠地帯総合整備事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 67,795（63,319）百万円の内数】
（令和5年度補正予算額 89,104百万円の内数）

<対策のポイント>
畠地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畠作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畠地化など、畠地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 畑作経営の体質強化に必要な畠地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備
畠地帯における畠地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の総合的な基盤整備を実施するもの

〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費
高収益作物の導入面積割合に応じた促進費

【実施要件】 受益面積20ha（畠地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
(樹園地については受益面積5ha以上※（0.5ha以上の圃地の合計）) 等
※ 優良品種・品目の導入に取り組む場合

2. 水田地帯における畠作物・園芸作物の導入・定着に向けた汎用化・畠地化のための整備
パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畠地化等の基盤整備を実施するもの

【附帯事業】 高収益作物の導入面積割合に応じた促進費 等
【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上
(事業実施区域の5割以上で畠作物・園芸作物を作付けする場合は5ha以上) 等

3. 実施計画策定事業
事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課（03-3502-6246）